



# 保険証は、 マイナ保険証へ。

令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

また、**令和7年12月2日からは、従来の保険証は使用できなくなります。**

船舶所有者さまにおかれましては、便利なマイナ保険証への切り替えをご検討いただくよう、船員の皆さまへお声がけください！



## <マイナ保険証のメリット>

医療情報の共有化でよりよい医療が受けられます！

初めて受診する医療機関等でも、過去の特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、よりよい医療が受けられます。

マイナ保険証の  
利用登録はこちらから↓



(マイナポータル)

手続きなしで高額な窓口負担が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度の自己負担限度額を超える分の医療費の支払いが不要です。

マイナ保険証をお持ちでない方は

**資格確認書**でこれまでどおり保険診療を受けられます。

詳しくは  
こちらから→



(船員保険部ホームページ)



全国健康保険協会  
船員保険

〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14階

TEL 03-6862-3060

営業時間 午前8時30分から午後5時15分(土日・祝日、年末年始は除く)

メルマガ  
「うみがめ〜る」  
会員募集中



PICK UP 情報  
船員保険部からの旬な  
お知らせをいつでも  
確認できます！

